

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町情報公開条例第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町情報公開条例第 11 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町情報公開条例 (費用の負担) 第 11 条 公文書の公開を受ける者は、美郷町手数料条例 (平成 16 年美郷町条例第 63 号) に定める手数料を納付するものとする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日